

発議第2号

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する決議
について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月17日

提出者

市議会議員 越川 雅史

賛成者

市議会議員 西牟田 勲

// 片岡 きょうこ

// 三浦 一成

// ほそだ 伸一

// 長友 正徳

// 石原 よしのり

// 佐藤 ゆきのり

// 増田 好秀

// 湯浅 止子

// 秋本 のり子

// 佐藤 義一

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する決議

本市議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、下記の事項について調査するものとする。

記

1 調査事項

- (1) 平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）
- (2) 平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）
- (3) 平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び第4項ならびに市川市議会委員会条例第6条の規定により委員15人（交渉会派か否かを問わず全会派より選任する）で構成する「政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会」に委任する。

4 調査期限

「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する」特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

理由：

平成 23 年度における会派「みらい」が実施したとされる会報の郵送及び「社民・市民ネット」が実施したとされるアンケート調査、ならびに、平成 25 年度における会派「みらい」が実施したとされる会報の郵送及び会派「ボランティア・新生会・市民の風」と会派「緑風会第 1」が実施したとされるアンケート調査について、市民より平成 26 年 8 月 28 日付で住民監査請求（地方自治法第 242 号第 1 項の規定に基づき提出された市川市職員措置請求）が提訴された。

これを受け市川市監査委員が監査を実施し、同年 11 月 4 日には「市川市職員措置請求に係る監査結果の公表」（平成 26 年度市川市監査委員告示第 3 号）が示されたが、その後の同年 12 月定例会において多くの議員から一般質問が行われた結果、監査の限界などにより証憑の確認が不十分であったとの指摘もなされたほか、公職選挙法第 199 条の二に抵触するおそれがある行為が行われていたことも判明するなど、数多くの疑義が生じたものである。

これら経緯を踏まえ、本年 1 月からは地方自治法第 252 条の 41 第 1 項に基づく個別外部監査が実施され、3 月 25 日にはその監査報告書である「個別外部監査の結果に関する報告書」が公表されると、会派「みらい」ならびに「緑風会第 1」からは切手購入分について返納するとの申し出があり、目下返納へ向けた手続きが進められているところである。

しかるに、「社民・市民ネット」ならびに「ボランティア・新生会・市民の風」については、平成 27 年 6 月 16 日時点で返納の申請手続きが執られておらず、「私たちの政務活動費は清廉潔白である」（小泉文人議員）と、自己の主張を繰り返すばかりで、現在に至っても「切手は本当に使用されたのか」「アンケート調査は実施されたのか」といった真相については全く以て解明されていない状況にある。

特に、平成 23 年度における「社民・市民ネット」分については、小泉文人議員と鈴木啓一前議員の 2 人のみで切手を大量購入し、領収証を「社民・市民ネット」名義で処理したものであり、同会派に所属していた他の 3 名の議員（かつまた竜大議員、秋本のり子議員、湯浅止子議員）はその多くが返信されたとされるアンケート回答用葉書を 1 枚も見ることがなく、アンケート結果に関する説明も一切受けていないことから、「会派の行う政務活動」に対して支給する政務活動費の本旨に照らすまでもなく全額の返納がなされるべきものである。更には、事態を重く受け止めた上記 3 名の議員が去る 6 月 15 日に小泉文人議員と面会し、切手購入分全額の返納を要請したにもかかわらず、小泉文人議員は自己の主張を繰り返すばかりで、3 名の議員の切なる要請を無視しているなど極めて悪質と言わざるを得ない。

言うまでもないことではあるが、地方議会の政務活動費をめぐることは、元兵庫県議による収支報告書への虚偽記載事件が発覚して以降、使途が適正であるかどうかに関する社会的な関心が高まっており、我々市川市議会議員は、本市議会に対しても市民から厳しい視線が注がれていることを各々厳粛に受け止めるべきである。

また、「切手は換金率が高く、不正の温床となる可能性が否定できない」「政務活動費の使途については、切手に限らず、会派や議員が住民に対し説明責任を負っている」などとした、市川市監査委員告示第3号における「監査委員の意見」についても、我々議員1人一人が真摯に受け止めるべきである。

なお、小泉文人議員が、平成26年12月定例会における発議44号「政務活動費（調査費）の不正支出の調査に関する決議」についての賛成討論の中で発言したことは以下のとおりである。

「今回、議会に上程されている発議第44号は、政務調査費が運用手引きに沿って清く支出されているのかをしっかりと調査する100条委員会設置に関するものです。本年は、とかく政務活動費において多くの国民、市民の関心が高まっていることは、ここにお集まりの皆様方も承知のことかと思われまます。私たち市川市議会議員においても、年間に96万円の政務活動費が支出され、議案、条例、その他の項目について調査研究をして、市川市のさらなる発展に使用していくということになっております。

そのような中、本日、他の発議においても100条委員会が設置される運びとなりましたが、もしその政務活動費が市川市民全体のためでなく間違った使用をされているのであれば、議会として、しっかりと正していく必要があるかと思ひます。今回の発議は、まさに市川市議会がクリーンで透明であることを市川市民に示す100条の特別委員会です。（中略）もう1度、市川市民の信頼を取り戻すために市川市議会の政務活動費全ての洗い直しをするため、物品購入を初め領収書が発行されている店舗での領収書の再度の照会や、市内、市外の視察にかかわる出張旅費のさらなる照会と、行政職員や市民の方々まで、立ち会われた方々に来ていただき、調書の作成を行っていき、私たち市川市議会の政務活動費が清廉潔白であるということをはっきりと示すため、発議第44号を可決し、100条委員会の設置をすることを賛成として討論とさせていただきます。」

小泉議員が発言したように、「もう1度、市川市民の信頼を取り戻すため」「領収書が発行されている店舗での領収書の再度の照会」や「市民の方々まで、立ち会われた方々に来ていただき、調書の作成を行って」いくためには、本市議会としては、地方自治法100条に基づく調査権を発動する他に選択肢はないものと考えます。

よって、本市議会は、本件についての事実関係を特別委員会における質疑と調査を通じて明らかにすることで、市民に対する説明責任を果たすとともに、政務活動費の使途の透明性の向上へ向けた議論に役立てるものである。

なお、平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」が実施したとされるアンケート調査に関することについても同様の疑義が生じていることから、調査対象に加えるものである。

以上